

凍結受精卵の保管期間延長に関する同意書

峯レディースクリニック

院長 峯 克也 殿

以下の付帯条項につきまして十分理解しましたので、凍結受精卵の保管期間延長を依頼いたします。

1. 保管期間は、翌年 月末日までとする。この期間を過ぎて延長手続きのない場合、凍結受精卵の処分権は当該施設に属する。
2. 凍結受精卵の保管期間は、女性の生殖年齢までとする。
3. この期間内に離婚した場合、夫婦のどちらか片方が死亡あるいは行方不明になった場合、凍結受精卵の処分権は当該施設に属するものである。
4. 保管期間終了の告知は当施設からは行わない。延長を希望する場合は、自ら保管期間延長手続き（本同意書の提出および凍結保管料の支払い）を行うものとする。
5. 凍結・融解後の胚の状態によっては治療に使用できないことがある。
6. 地震、火災、異常気象などにより胚が損壊し、やむを得ず保管継続が不可能となることがある。

同意書記入日 年 月 日

住所： _____

夫 署名 _____

住所： _____

妻 署名 _____

* 事実婚のカップルには双方の戸籍謄本をご提出いただきます。

説明医師 _____ 峯 克也 印